(成田税務署からのご案内です) 所得税の「確定申告相談」について

◆「成田税務署からのお知らせ」に記載のとおり以下の日程で実施します。

申告相談	期間	場所	
申告書作成会場	令和7年2月17日(月)から 3月17日(月)	イオンモール成田※	
	※土日祝除く(3月2日(日)は開場)	イカン C 72成出点	

※イオンモール成田での申告書作成会場をご利用の場合も、事前に入場整理券が必要となります。 申告書作成会場の入場整理券は、会場(イオンモール成田)での当日配付またはLINEによる事前発行で 入手することが可能です。詳しくは「成田税務署からのお知らせ」裏面をご覧いただくか、 成田税務署(0476-28-5151)にお問い合わせください。

◆税理士による無料申告相談会

日程	時間	場所
令和7年1月23日(木)および1月24日(金)	10時~16時(最終受付)	四街道市文化センター
	(入場整理券配付は9時から)	(入場整理券配付も文化センター)

会場の混雑回避のため、入場には「入場整理券」が必要です。

- ・入場整理券は税務署職員が<u>当日の9時から文化センター正面入口にて配付</u>します。 (交通事情等により前後する場合があります)
- ・相談は定員があるため、お並びいただいても配付できないことがあります。
- ・当日混雑回避のため、入場整理券の一部をLINEによる事前発行とすることとなりました。詳細については右記ORコードをご確認ください。



- ○<u>住宅ローン控除1年目</u>、土地・建物および株式などの<u>譲渡所得</u>については<u>相談対象外</u>となります。 相談会に必要な持ち物など、詳しくは「成田税務署からのお知らせ」をご覧ください。
- ○<u>四街道市役所では所得税の確定申告相談は一切できません。</u>
- ◆作成済みの確定申告書を市役所で提出される人

○場 所 市役所3階 災害対策室

○期 間 2月18日(火)~3月17日(月) ※土日祝日を除く

※2月17日(月)は災害対策室使用不可のため受付を行いません。

※期間中、他に1日受付不可の日があります。

(日時未定のため別途ホームページ等でお知らせします。)

※会場の性質上、発災時等は受付ができなくなる場合があります。

(状況についてはホームページ等でお知らせします。)

○時 間 午前の部 9時から12時まで / 午後の部 13時から15時まで

(12時から13時は提出受付をしていませんのでご了承ください。)

※確定申告書を提出する際はマイナンバーの記載と本人確認書類

(番号確認書類および身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。

提出の際のご注意

- ・申告書をお預かりする際、記載内容・添付書類の有無についての確認はできません。
- ・一旦ご提出いただいた申告書等の返却はできません。ご了承の上ご提出ください。
- ・提出会場は9時開場となっております。9時前にお並びいただくことはご遠慮ください。
- ・税務署での押印廃止に伴い、市役所においても申告書控えへの受付印押印を廃止します。 そのため、申告書等の正本(提出用)のみをご持参ください。

◆確定申告書の郵送先(申告書は郵送でも提出できます)

【所得税の確定申告書】

〒286-8501 成田市加良部1-15 成田税務署

裏面もご覧ください

令和7年度市民税・県民税の申告について

申告期限は、3月17日(月)までです。申告は正しく期限内に行いましょう。 窓口が大変混み合い、お待たせする場合があります。

申告書の郵送提出にご協力をお願いいたします。

【市民税・県民税の申告相談は、来所せずに受付順番の予約ができます】

右記二次元コード内「■順番予約申込」から<u>「②住民税申告(所得のない方)」または「②住民税申告(所得のある方)」</u>を選択してご予約ください。 (呼出時にご不在の場合は、次の方をお呼び出しいたします。お呼出後にお越しになられた際は、順番が前後することがありますので予めご了承ください。 詳しくは市ホームページをご確認ください。)



◆市民税・県民税の申告

2月3日(月)~3月17日(月)の9時から16時まで市役所2階9番窓口課税課で受け付けます。 (※土日祝日を除く)

市民税・県民税の申告が必要な人

令和7年1月1日現在、市内在住で①~④に該当する人

- ①事業(農業・営業など)や不動産などの所得があったが、 所得税を納付することにならないため、確定申告をしない人
- ②所得税の申告の対象にならない所得があった人 (給与所得者で給与所得以外の所得が20万円以下の場合など)
- ③給与所得のみで勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人 (提出の有無は勤務先にご確認ください)
- ④年金収入が400万円以下かつその他の所得が20万円以下で確定申告は不要だが、申告する控除がある人
 - ※①~④に該当しない場合でも、所得証明書の発行などの行政サービスを 受けるにあたり申告が必要になる場合があります。

申告時に 用意するもの

- ・昨年の甲舌書等の控えや源泉徴収票など甲舌に必要な書類
- ・マイナンバーにかかる番号確認書類および本人確認書類
- ○マイナンバーカード (個人番号カード) をお持ちの方 マイナンバーカード
- ○マイナンバーカードをお持ちでない方(次の①と②から各1点ずつ、計2種類) ①マイナンバー確認書類
 - ・通知カード
 - ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの) などのうち、のいずれか 1 つ
 - ②本人確認書類

運転免許証・身体障害者手帳・パスポート・特別永住者証明書・ 写真つき住基カード・年金手帳・在留カード・介護保険証・健康保険証など のうちいずれか1つ

令和7年度市民税・県民税の申告書郵送先 〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 課税課 市民税係 市民税・県民税申告に関するお問い合わせ 四街道市役所 課税課 市民税係 電話 0 4 3 - 4 2 1 - 6 1 1 4 (直通) ※申告期間中はお電話が繋がりにくくなっております。